

制定 平成30年5月25日

日本電磁波エネルギー応用学会表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 日本電磁波エネルギー応用学会（以下「本会」という。）が、運営細則 第5条に基づき、電磁波エネルギー応用技術及びこれに関連のある諸科学に関する研究を奨励することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 (種類) 本規定で取り扱う賞は、次の3種類とする。

- (1) JEMEA 功績賞
- (2) JEMEA 学会賞
- (3) JEMEA 進歩賞

(JEMEA 功績賞)

第3条 本会の活動に著しい功績をあげた者に「JEMEA 功績賞」を授与することができる。理事会が決定をし、授与することとする。

(JEMEA 学会賞)

第4条 JEMEA 学会賞は、電磁波エネルギー応用に関して、理論の進歩、技術の発展、社会への貢献に顕著な貢献が認められ正会員（個人）または（団体）および（団体）に所属する者に、年間2件を上限とし授与することとする。

第5条 会員（正会員）は JEMEA 学会賞候補者として適当と思うものを、理由を付して推薦することができる。

第6条 JEMEA 学会賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により行う。選考委員会は推薦のあったものの業瀨を審査し、受賞候補者の選考を行い、選定理由を付して理事会に提出する。

(1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 学会賞受賞者を決定する。

(2) 理事長は総会において JEMEA 学会賞受賞者を報告する。

(JEMEA 進歩賞)

第7条 若手会員の優れた活動を表彰し、かつ、本会事業推進への一層の精励を期待し「JEMEA 進歩賞」を授与することができる。対象者は電磁波エネルギー応用に関する学術研究、応用技術、ならびに生活の向上を図る進歩について優秀な業績を挙げた本会会員（含、学生会員）で、主たる成果を本会が主催する学術集会で発表した者とする。原則として、応募締切時において42歳以下の者。ただし、電磁波エネルギー応用分野での研究・活動歴によっては、年齢制限を超えていても対象とすることがある。

第8条 会員（正会員）はJEMEA 進歩賞候補者として適当と思うものを、推薦理由を付して推薦することができる。

第9条 JEMEA 進歩賞の選考は、運営細則第3条により設置された選考委員会により行うものとする。選考委員会は推薦のあった者の業績を審査し、受賞候補者の選考を行い、選考理由を付して理事会に提出する。

(1) 理事会は、選考委員会から提出された選定理由に基づき、JEMEA 進歩賞受賞者を決定する。

(2) 理事長は総会においてJEMEA 進歩賞受賞者を報告する。

(本規定の変更)

第10条 本規定の変更は理事会の決議を経て行う。

附則

1. この表彰規定は、2018年5月25日より実施する。